

中山間集落見守り活動協定書

令和4年3月15日

株式会社山陰合同銀行
北栄町
鳥取県

中山間集落見守り活動に関する協定書

株式会社山陰合同銀行（以下「甲」という。）、北栄町（以下「乙」という。）及び鳥取県（以下「丙」という。）は、地域の見守り活動の実施に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができることを目指して、甲、乙及び丙が積極的に協力し、地域の見守り活動を行うことにより、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

（活動の対象とする地域）

第2条 この協定による活動の対象となる地域（以下「対象地域」という。）は、北栄町のうち甲が日常的に業務を行う地域とする。

2 前項に規定する日常的に業務を行う地域については、甲と乙が別途協議して定めるものとする。

（甲の責務）

第3条 甲は、その社員等に対してこの協定の趣旨を周知し、日常の業務の範囲において協力可能な体制の整備を行うものとする。

2 甲は、日常の業務の範囲において、対象地域の住民に関して何らかの異変等を察知した場合は、速やかに乙に連絡又は通報（以下「連絡等」という。）するものとする。

3 前項の連絡等は、良心に基づき誠実に行うものとする。

4 甲は、この協定による連絡等を行った場合、又はやむを得ない事由により連絡等を行うことができなかった場合であっても、その対象において生じた問題について乙及び丙に対して責任を負わないものとする。

（乙の責務）

第4条 乙は、その職員に対してこの協定の趣旨を周知し、円滑な連絡通報体制の整備を行うものとする。

2 乙は、前条第2項の連絡等を受けた場合には、速やかに関係機関と連携し、必要な対応を行うものとする。

3 乙は、甲の要請に応じて活動に必要な情報を提供し、円滑な実施に努めるものとする。

4 乙は、地域住民に対して協定の趣旨を広報するなど、甲の活動が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。

（丙の責務）

第5条 丙は、その職員に対してこの協定の趣旨を周知し、乙が行う前条第2項の対応に関し、必要な支援を行うものとする。

2 丙は、そのホームページにおいて、この協定の内容等の情報発信を行うとともに、甲及び乙の活動が円滑に進むよう必要な支援を行うものとする。

(個人情報の保護)

第6条 甲、乙及び丙は、この協定の実施に当たり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

(相互連携)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、各種情報交換を行う等、相互連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第8条 社会情勢の変遷等によって、この協定の内容に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各1通を保管する。

令和4年3月15日

甲 島根県松江市魚町10番地
株式会社山陰合同銀行
営業統括部 部長 石橋潤



乙 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1
北栄町
北栄町長 手嶋俊樹



丙 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

